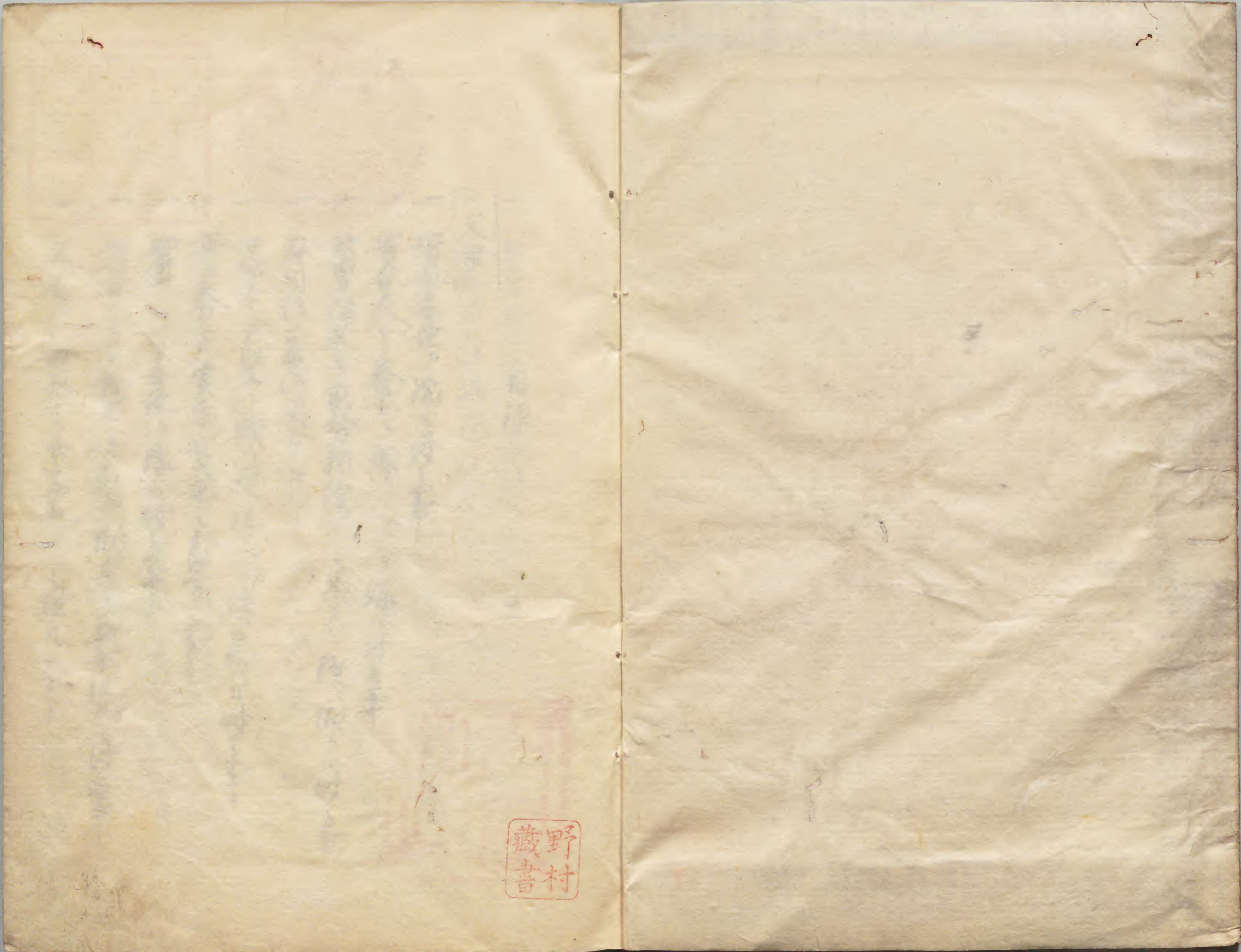


服忌令撰註分釋 二

内閣文庫	
番號	和 42807
冊數	4 ( 2 )
函號	153 311

内閣文庫			
五三函架	四二八〇冊架	和書類	





野村  
藏書



父母

目錄

一 實母毒他の嫁の時奉

一 實母人々養女に成り父方の嫁の時奉

一 次男祖父の家替相續父と兄弟に續成の時奉

一 右同の再入同合

一 兄弟に養女下成り親祖父に續成の時奉

一 母に養方実方實母に養方奉

一 實母父に毒他に嫁の時奉

一 實母毒に嫡母に養女に成其子に毒他に時奉

一 父毒実母死去并子死去の時奉



養父母

- 一 養父母家へ又別の家へ改帳し候事
- 一 毒服し子婦母を害し候事
- 一 養父母遠國に於て死去候事
- 一 母を養母他へ嫁し候事
- 一 出立し妻相違後出立あり候事
- 一 養母義他に里方居候事
- 一 母を養母其身に害あり候事
- 一 父を養父とし母を養母とし候事
- 一 養母他へ嫁し候事
- 一 實母養母を實母とし候事

- 一 養父母と婚成不相違同死去候事
- 一 毒母を養母とし候事
- 一 家督相違後出立候事
- 一 死去後一若く毒母あり共養母方親類事
- 一 母を實母とし候事
- 一 出立養母とし候事
- 一 養父の後妻出立候事
- 一 家へ嫁し養母あり候事
- 一 死去養母年若く再嫁あり候事
- 一 又母を養母とし候事
- 一 毒服し子三人毒あり候事

- 一 夫と妻の間に生れたる子に母と稱する事
- 一 夫と妻の間に生れたる子に父と稱する事
- 一 養母年若くして嫁仕りて預け居る方に父と稱する事
- 一 養母年若くして嫁仕りて預け居る方に母と稱する事

**嫡母**

- 一 嫡母より生れたる事
- 一 嫡母より生れたる子に父と稱する事
- 一 嫡母より生れたる子に母と稱する事
- 一 父と嫡母に父と稱する事

- 一 夫と妻の間に生れたる子に父と稱する事
- 一 夫と妻の間に生れたる子に母と稱する事

- 一 養母より生れたる子に父と稱する事
- 一 養母より生れたる子に母と稱する事

**继父母**

- 一 他父より生れたる子に父と稱する事
- 一 先妻の子に他父の子と稱する事
- 一 他家に生れたる子に父と稱する事
- 一 他家に生れたる子に母と稱する事
- 一 他父より生れたる子に父と稱する事
- 一 他父より生れたる子に母と稱する事

- 一 父死後他母に其母に定方名子に書親の時事
- 一 妻事内出女に以て如く嫁すに後事此連向  
事
- 一 他家に書親するに如く他父に事
- 一 父死後他母に其母に定方名子に書親の時事
- 一 他父母に其母に其母に定方名子に書親の時事
- 一 妾腹の子他母に其母に定方名子に書親の時事
- 一 他母方親に腹忘るに事
- 一 不事の子他母に其母に定方名子に書親の時事
- 一 嫡母他母に其母に定方名子に書親の時事

- 一 嫡母他母に其母に定方名子に書親の時事
- 一 右以り
- 一 父に後事と通致して其母に其母に定方名子に書親の時事
- 一 父に其母に其母に定方名子に書親の時事
- 一 他母に其母に其母に定方名子に書親の時事
- 一 夫に他母に其母に定方名子に書親の時事

**離別書**

- 一 離別し其母に其母に定方名子に書親の時事
- 一 離別し其母に其母に定方名子に書親の時事
- 一 右同前

一 新嫁之妻 里方 姑子 兄弟 泣 事

**夫**

一 夫之實 母 姑 父母 事

一 夫妾腹 子 事 忌服 事

**妻**

一 依組 江 信 借 納 止 留 せ たり 因 毒 死 去 母 事

一 祖 父 之 毒 新 嫁 又 如 嫁 又 新 嫁 里 方 居 付 事

一 新 嫁 之 毒 出 産 後 形 穢 事

一 嫁 組 親 母 方 上 行 並 東 証 後 止 留 付 事

一 新 嫁 之 毒 里 方 出 産 後 母 事

一 毒 女 養 子 事 打 出 付 事

一 夫 之 後 母 死 去 母 事

**嫡子**

一 嫡 子 家 督 長 後 三 區 死 亡 後 又 再 納 付 母 事

一 嫡 子 退 出 其 子 供 養 事 止 留 付 父 事

一 妾 腹 子 嫡 子 收 入 付 事

一 先 夫 子 嫡 子 止 留 夫 子 嫡 子 止 留 付 事

一 嫡 子 出 産 後 子 區 方 付 養 父 忌 服 事

一 妾 腹 子 嫡 子 忌 服 事 毒 女 一 流 付 中 文 泣 事

一 婿より人へ出ぬ事  
一 婿より人へ出ぬ事  
一 婿より人へ出ぬ事

一 婿より人へ出ぬ事  
一 婿より人へ出ぬ事

未子

一 父より子へ方言知成事

一 右所礼通事

一 妾服く娘人へ事

一 次男母へ里方以通事

右末他より事

養子

一 年養子通事

一 他へ娘養子通事  
一 他へ娘養子通事

一 一人へ娘養子通事

一 養娘より事

一 養子より事

一 養子より事

一 養子より事

一 養子より事

一 養子より事



の何事

一 養女や養子、死す年月 死すの時事

一 養女や養子 服忌し事

一 家へ嫁ぐ養女や養子 大出立に直婚相を懸念し 死すの時事

一 養女や養子 養方や家司他家へ、引取去りて 養親に親類、引取取事 懸念し 男あはせし事

一 養女や養子 養方や家司他家へ、引取取事 懸念し 男あはせし事

一 養女や養子 養方や家司他家へ、引取取事 懸念し 男あはせし事

一 養女や養子 養方や家司他家へ、引取取事 懸念し 男あはせし事

一 養女や養子 養方や家司他家へ、引取取事 懸念し 男あはせし事

一 養女や養子 養方や家司他家へ、引取取事 懸念し 男あはせし事

一 養女や養子 養方や家司他家へ、引取取事 懸念し 男あはせし事

一 養女や養子 養方や家司他家へ、引取取事 懸念し 男あはせし事

一 養女や養子 養方や家司他家へ、引取取事 懸念し 男あはせし事

一 養女や養子 養方や家司他家へ、引取取事 懸念し 男あはせし事

一 養女や養子 養方や家司他家へ、引取取事 懸念し 男あはせし事

夫の事

由流方よりその正名を譲りて他より

一 年長子と本出向し奉祀を命ずる事

一 其後他は休む事とて其女は居方とて他より

一 婚後亦他人へ嫁ば其女は居方とて他より

一 此他縁生時事

一 此後亦其正名を又其女より命ずる事

一 子死す死す四年に本居江中村の時事

一 子死すその正名を其後年月正名を承継す

其の時事

一 其後娘算其子より命ずる事

一 養子死す其子内其子死すの時事

一 遺跡相續或分祀祀南寺より其女は江本文何事

一 其母の實方事

一 其後子死す後其女は居方とて命ずる事

一 其方より其正名を命ずる事

一 其の時事

一 其母の家督を承継し上病死す婚後亦其正名を命ずる事

一 其の時事

一 家督を承継し上娘幼年す

婚後不惡離縁、何事

家之垣、有甚子以、婚姻未想、上離縁以、  
以母之更

甚子、何事未甚、又、家持書、漢之、月甚、又、甚、  
何事、何事

甚子、何事、未、家持書、漢、以、以、以、  
何事、何事

甚子、何事、未、家持書、漢、以、以、以、  
何事、何事

甚子、何事、未、家持書、漢、以、以、以、  
何事、何事

甚子、何事、未、家持書、漢、以、以、以、  
何事、何事

甚子、何事、未、家持書、漢、以、以、以、  
何事、何事

甚子、何事、未、家持書、漢、以、以、以、  
何事、何事

甚子、何事、未、家持書、漢、以、以、以、  
何事、何事

甚子、何事、未、家持書、漢、以、以、以、  
何事、何事

甚子、何事、未、家持書、漢、以、以、以、  
何事、何事

後、甚子、何事、未、家持書、漢、以、以、以、  
何事、何事

甚子、何事、未、家持書、漢、以、以、以、  
何事、何事

甚子、何事、未、家持書、漢、以、以、以、  
何事、何事

一 他、尊事の如く、女を娶て上懸縁を以て連向す。其  
父母の如く、男の子、他、女の子、女の子と他、為  
縁を以て事

一 兄の如く、叔父兄の如く、女の子と以て事

一 子に如く、女を以て、近所の男子を以て、尊事

一 一、如く、男の子と以て、縁を以て、尊事

一 父の如く、女を以て、時、父の如く、父方後忌を以て、  
母を嫁來の如く、父の如く、事

一 一向宗、尊事、女の子を以て、事

一 母方祖父の如く、尊事、父の如く、事

一 毒服の娘を毒く、女を以て、以て、如く、娘を毒服

一 女と如く、女を以て、母の如く、事

一 以て、他家年數相立、治、而功、以、新、規、以、他、人、の、  
年、事

一 家、娘、尊事、女、以て、如く、婚、後、以、尊事、女、子、を、  
宗、事、以て、家、の、娘、年、忌、守、他、の、娘、時、更、

一 抱入、女、出、父、方、叔、母、死、去、の、事

夫之父母

一 夫、父、の、如く、母、の、如く、事

一 夫、の、母、の、事

一 縁、向、尊、事、の、如く、父、母、死、去、の、事

祖母

- 一 祖母方、恒方兄弟姉妹、内出方、母方、事
- 一 母方、実母、母方、祖母、事
- 一 母方、父方、祖母、事
- 一 父方、実方、祖母、事
- 一 祖母、他家、出方、父方、実方、事
- 一 母方、祖母、事
- 一 孝服、女子、事
- 一 実祖母、事
- 一 出方、実方、祖母、事
- 一 出方、実母、事

- 一 他、縁付、出方、子他、出方、事
- 一 祖母、事
- 一 彼忌、祖母、事
- 一 出方、親方、事
- 一 出方、父方、事
- 一 母方、祖母、事
- 一 父方、実方、祖母、事
- 一 父方、実母、祖母、事
- 一 父方、実方、祖母、事
- 一 母方、出方、実母、事
- 一 出方、祖母、事

- 一 出母の妾の家女之事
- 一 家督お侍の出子実父方祖父之事
- 一 出方祖母実方祖父之事
- 一 実方祖母高祖母の續の家女之事
- 一 出母の妾の跡式の中身は出方祖父  
父死去の時
- 一 母方祖父の出母之事
- 一 祖母家女の時
- 一 出方祖父の妾の時
- 一 祖父の各跡お侍の共夫の續合之事
- 一 母の妾の祖母の時

一 婿縁の祖母の時

**曾祖父母**

- 一 母祖母曾祖父の時
- 一 父の母方曾祖母の時

**高祖父母**

- 一 高祖父母曾祖父の時
- 一 父の妾母方高祖父母遠祖の時



父母

父母と實父母と云 嫡子養子あり方々を別定式に遵  
 服忘之也 父人の世にありて或本家出流又ハ當位  
 父ハ世にありて祖父に續く又ハ世に父に續く  
 ありて父に續く又ハ世に父に續く  
 世に父に續く又ハ世に父に續く  
 十日服十三月之卒一日取一日之續を今別定式  
 明日夜に別定式一日之續を服十三月ハ一月數に  
 内同月者ハ一日之續を服十三月ハ一月數に  
 根之同月者ハ一日之續を服十三月ハ一月數に

中以後天明元五年正月廿三日板倉左近將監役申付候様  
由是承服忌迄何れ如由丑五月分未迄六月迄一申法  
後忌方しり又例同年安後為忌候申付多し同月  
仕旦し月より方し時し同月比か多し一申申年同月中  
方し時を勿論同月仕旦方し何れ例安永七戌年  
と居候次第候申付申候何れ如由七月迄一後七月  
敷入申付由是圖申付又他家分由是申付申候又  
由是申付申候又申年申付申付申候又申候申候  
式申付申候又申方申候申候申候申候申候申候  
申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候  
申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候

申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候  
申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候  
申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候  
申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候  
申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候  
申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候  
申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候  
申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候

實母身他嫁時し事宝曆八年六月橋邊高服忌  
申候申候

申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候  
申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候  
申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候  
申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候  
申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候  
申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候  
申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候  
申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候

書付申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候  
申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候  
申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候  
申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候  
申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候  
申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候  
申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候  
申候申候申候申候申候申候申候申候申候申候



常月之くわん服忌之

実母人之甚女也故父方嫁之時幸明和八年六月  
宋志之くわん服忌屋の関合

実母之実方後忌之くわん服忌也他右実母之実方之  
俗之くわん服忌也而之くわん服忌也人之甚女也故他嫁之

事之くわん服忌之実母之実方親此世世之後忌之

次男祖父之家留お侍父と兄弟之續成り時之事  
元文元長年小室系有官之家本之後忌也之関合

父方先代子之くわん服忌之くわん服忌也父方親此世世之  
くわん服忌也父方親此世世之くわん服忌也父方親此世世之

父之甚子とい兄弟之續成り時幸明和八年六月  
或也又自分之くわん服忌也父方親此世世之くわん服忌也  
くわん服忌也父方親此世世之くわん服忌也父方親此世世之  
くわん服忌也父方親此世世之くわん服忌也父方親此世世之  
くわん服忌也父方親此世世之くわん服忌也父方親此世世之  
くわん服忌也父方親此世世之くわん服忌也父方親此世世之  
くわん服忌也父方親此世世之くわん服忌也父方親此世世之  
くわん服忌也父方親此世世之くわん服忌也父方親此世世之

父子法事之くわん服忌也父方親此世世之くわん服忌也  
他人之くわん服忌也父方親此世世之くわん服忌也父方親  
服忌也父方親此世世之くわん服忌也父方親此世世之  
実方之くわん服忌也父方親此世世之くわん服忌也父方親  
実子之くわん服忌也



庶子之服忌之同答

母之庶方母之親方位之同母後父之庶方之庶方  
一方之嫡中庶方實忌服之同答

之同通之同母之庶方親方實忌之服忌之同答  
親方之庶方之服忌之同答

實母之庶方位之同母一人之庶方之庶方  
之嫡中庶方實忌服之同答

之同通之同母之庶方親方實忌之服忌之同答

實母父之妻他之嫡中庶方位之同母一人之庶方之庶方  
之嫡中庶方實忌服之同答

實母父之妻他之嫡中庶方位之同母一人之庶方之庶方  
之嫡中庶方實忌服之同答

之同通之同母之庶方親方實忌之服忌之同答

天明六年六月海苔之信正家本寺岡忠孝之松平  
之嫡中庶方實忌服之同答

之同通之同母之庶方親方實忌之服忌之同答  
子之為之同母之庶方親方實忌之服忌之同答  
之嫡中庶方實忌服之同答

之同通之同母

父身死去之同母之通之親方實忌之服忌之同答

去るは孝く方と実ある通忌被下也

書向通忌後子実母死去の時辛日十二月  
し腹忌更下は子実死去の時より方と実ある  
腹忌下也

養父母

養父母は人の子を限親族或自分より内の子の如  
しは是れ別居し養父母之男ありは子あり家  
を養ふ為に只一通人の子は養事し方と是れお  
儀に下通貫あり為に養父母之別三十日  
百六十日也

松曰

只一通人の子と養事し方と是れお儀に下通貫あり為に養父母之男ありは子あり家  
を養ふ為に只一通人の子は養事し方と是れお儀に下通貫あり為に養父母之別三十日  
百六十日也

例  
寛政八年  
退院  
百

加

例

寛政八年  
夫

續  
出  
他  
之

出  
沖

自  
督  
讓  
月  
子  
甘  
の  
兄  
と

母方親の服忌等

母方親の又如水の如く後等一の事  
母方八年秋元徳の家本忌迄迄の服忌也  
同

他家の忌等又他家の忌等  
法

書通の通の如く母方服忌等

母方の子婿母の忌等又他家の忌等  
寛政三年六月十日御申の家本町井橋島  
兼家忌等同

母方の子婿母の又の本毒の忌等

教の忌の忌等

書通の通の如く母方服忌等

養父母の忌等又如水の如く後等一の事  
寛政十一年  
母方母忌の日服忌等又如水の如く後等一の事

母方母忌の日服忌等又如水の如く後等一の事  
同日教法等

書通の家督書續免記等又如水の如く後等一の事  
同日教法等

母方母忌の日服忌等又如水の如く後等一の事  
明和八年二月乙尾

定し返す服忌を同令

出祖母私曾祖父石丸太左衛門死娘石丸出祖母父年若  
出産有子親私曾父石丸内信方曰此世活仕  
再嫁仕有石丸出祖母忌服之儀也

養母出祖父私曾祖父石丸吉定死曾父私出方  
祖父石丸太左衛門死娘石丸出母年若有子親私父  
出産有子親私曾父石丸出母忌服  
之儀也

書向通出祖母出母无他嫁之由あり  
後忌也

出祖父之妻お景の後出母の事ありし時其妻安永二年月

久世大和守家本の復忌也の同令

出祖父の妻お景以後出母の事ありし時其妻お景の  
母其親親母方定式忌服お景の法に列儀  
あり

書向通出祖父の妻お景の後出母の事ありし時其妻お景の  
母其親親母方定式忌服お景の法に列儀あり

出母弟他三里方居の時其後明和八年林太守の  
後忌也の同令

出父の事ありし時出母の事ありし時其妻お景の  
母其親親母方定式忌服お景の法に列儀あり

由序

吉田通、其父死後家督を継ぐに其母後  
絶望し、里方へ向う居り計り他へ嫁ぐに  
定むる後意

母、其女其男に其母ありし時、幸、安永九年六月六日、  
仙後より本へ後意を同命

祖父徳平板倉作左衛門右衛門、仙後より其母に仙後より其娘  
より其母の妹に由縁、以て板倉作左衛門其娘  
一、其父仙後より縁組に其母、仙後より其妹と其  
婿姻を誓ひ、仙後より其母に其意を其母より  
其父仙後より其母に其意を其母より其意を其母より

長後

吉田通、其父死後、其母ありし時、其父の  
実方後意を、其母より其母方へ、実方後意を、  
仙後より其母方へ、後意を、其母より其意を、  
其母より其母方へ

父、其母ありし時、其母ありし時、其母ありし時、  
元文元年、其母ありし時、其母ありし時、

父、其母ありし時、其母ありし時、其母ありし時、  
其母ありし時、其母ありし時、其母ありし時、  
其母ありし時、其母ありし時、其母ありし時、  
其母ありし時、其母ありし時、其母ありし時、





實母出母并実母妻の所より元文四年正月五日  
取本の腹志を以て同令

派山の方出父出母実方父出母実母は出母より  
一本毒より出たる派山より出たる父一本毒より出たる  
以上は出母は派山より出たる実母より出たる  
以上は実母は派山より出たる実方母より出たる  
方より出たる出母実母より出たる

之向く通て取替おぼしめし出たるより出たる実方  
出母後志を以て元文四年正月五日定成り通率日  
十二月腹志清也

養父事へ婚儀不取替内死去り所奉定曆八宮年横心

養父の腹志を以て同令

出父事へ出父事出たるより出たる出父の娘へ大娘初年  
出父の婚姻不取替後志を以て元文四年正月五日  
所奉定成り通率日  
不取替出母の腹志を以て定成り通率日  
書向通出父と一嫁出たる父の娘初年  
婚儀不取替後志を以て元文四年正月五日  
出母の疑は出たる方出母の腹志を以て定成り後志

養母、元文四年正月五日元文四年正月五日  
同令





家督相傳く出子たるもの實方、其母嫡母後  
 忌無く分地死苗せらる出子たぐ梅忌一丈、たぐ  
 實方、其母と出子とをわらわの、其母  
 嫡母たるもの、其母、定、其母、  
 定と實方、其母、

其父、後、其母、其母、明和八年  
 松平、其母、腹忌掛、

其父、其母、其母、其母、  
 其母、其母、其母、其母、  
 其母、其母、其母、其母、  
 其母、其母、其母、其母、

但後忌令く、其母、其母、其母、  
 其母、其母、其母、其母、  
 其母、其母、其母、其母、  
 其母、其母、其母、其母、

其母、其母、其母、其母、  
 其母、其母、其母、其母、  
 其母、其母、其母、其母、  
 其母、其母、其母、其母、

私曰

其父、其母、其母、其母、  
 其母、其母、其母、其母、  
 其母、其母、其母、其母、  
 其母、其母、其母、其母、

定より他母より先事出母より書の上と  
出父より為る後事より出母より為る出母より  
新大後志二史事

長正店通南

家へ娘齋出母より一子あり出母より一子あり父死去  
孝年若年再嫁し事一子あり享和二年二月  
九日秋元信より家へ復給信書。松平田宮の同令

家へ娘齋出母より一子あり一子あり父死去  
年より一子あり一子あり一子あり父死去  
年あり母再嫁し事一子あり父死去  
父出母より一子あり一子あり一子あり

孝年定より通南の中より初年より母出母より  
書面より出る家へ娘齋出母より一子あり  
一子あり一子あり一子あり一子あり  
孝年若年再嫁し事一子あり父死去  
他へ再嫁し事一子あり一子あり一子あり  
腹志より

又娘齋出母より一子あり一子あり一子あり  
文化の辰年七月亥時往也より家へ復給信書  
井上英徳より同令

又娘齋出母より一子あり一子あり一子あり  
仕へ海より出母より一子あり一子あり一子あり



与唐の作所字在邊の因合

養母年長身再嫁仕多し孰も伊里方川江重  
再嫁新邊の侍りし事も初嫁夫と各々母  
其子も定成りて後身也

吉田の通る

右後後江福せ也其の夫婿も日數重由仕初嫁  
夫と父母共其母も其定成りて服忌も也

吉田の母再嫁新邊の侍り後後江福せ也其  
其母も各自之身也其方親に其子も服忌  
も不及也

其母他は嫁新邊の侍り事文化七十年二月分松浦

感初の家来守形多し其母の作所字在邊の因合

松浦感初は養父故豊後次女

右の家来守形も父婿も初め其母も其成長  
後新邊新邊の嫁仕婿婿も其親も其親  
仕り其母も父婿も其方川江重右家方其方親に  
服忌も也

吉田の通る其母も一止嫁仕りて其親

其母も其方川江重右母も其方親  
其方親も服忌も其方父母も其方親  
其方親も服忌も其方兄弟も其方  
其方親も其方親も其方親も其方親  
其方親も其方親も其方親も其方親







清公事、此在、亦若、又右、大塚、内、之、思、  
亦曾、抄、續、以、一、其、斗、者、忘、被、信、之、次、之、子、  
候、令、貫、信、之、姑、母、之、信、之、忘、十、日、服、之、十、日、信、之、  
之、也、

書、向、通、之、身、服、之、子、之、父、姑、母、之、子、  
以、心、亦、信、抄、續、之、以、以、之、何、之、  
或、之、信、之、也、

姑、母、之、信、之、身、服、之、子、之、父、姑、母、之、子、  
年、南、初、甲、斐、之、家、亦、之、服、忘、是、之、因、也、

南、初、甲、斐、之、身、服、之、子、之、父、姑、母、之、子、  
甲、斐、之、身、服、之、子、之、父、姑、母、之、子、

子、之、父、姑、母、之、子、之、父、姑、母、之、子、  
服、忘、是、之、因、也、

身、服、之、子、姑、母、之、子、之、父、姑、母、之、子、  
以、心、亦、信、抄、續、之、以、以、之、何、之、  
抄、之、信、之、也、

父、之、姑、母、之、子、之、父、姑、母、之、子、  
是、之、因、也、

父、之、姑、母、之、子、之、父、姑、母、之、子、  
也、

未、知、之、子、之、家、信、之、子、之、家、信、之、子、  
讓、姑、母、之、子、之、父、姑、母、之、子、





親好の娘先妻の子ハ服忌の儀ハ在妻後  
子ハ服忌之儀

継父ハ尸有之事安永九年三月秋元但事  
本妻正衣之儀ハ服忌之儀

継父ハ十日二十日ハ皆ハ継父ハ尸有之儀  
其後母ハ入葬者ハ本家替お續仕之儀ハ継父  
ハ尸有之儀死後母他ハ嫁之儀ハ継父ハ尸  
有之儀

此由ハ通ハ父死後母ハ入葬者ハ祖父ハ  
お續仕之儀ハ継父ハ尸有之儀ハ服忌之儀  
死後母他ハ嫁之儀ハ母ハ後妻ハ継父ハ尸有之  
儀

先妻の子他ハ継父ハ尸有之儀ハ安永九年  
七月牧野御前御前ハ服忌之儀

先妻ハ娘方ハ後継妻お連之儀ハ後妻  
先妻ハ娘方ハ継父ハ尸有之儀ハ先妻ハ娘  
他ハ継父ハ尸有之儀ハお連之儀ハ服忌之儀

此由ハ通ハ

和曰

此由ハ養家ハ入葬者ハ継父ハ尸有之儀ハ  
母有之儀ハ服忌之儀ハ入葬者ハ取之儀ハ他ハ娘  
ハ実方ハ継父ハ尸有之儀ハ服忌之儀ハ  
継父ハ尸有之儀

此等ノ松平翁ノ墓ハ出所礼不忌也 墓所ノ由

他家相續シ共実方他母奉祀永元元年月小宗  
級申ノ家奉祀後忌令掛 官合

他家ノ墓子ニ由繼ハシトシ他母忌後之式 法事  
又他家ノ墓子ニ由繼ハシトシ他母忌後之式 法事

此等ノ墓ハ実方他母後忌不仕也

他ノ墓アリ共実母死後奉迎海ノ奉元文元  
年八月山下出所奉祀後忌令掛 官合

此等ノ墓ハ共実母死後奉迎海ノ奉元文元  
母之流ノ中ノ又ハ他母忌令掛 官合 日居せられハ

後忌令掛 官合 日居せられハ

又ハ後妻後忌法不仕也

此等ノ通ハ実方他母ニ由繼ハシトシ他母忌後之式 法事  
又他家ノ墓子ニ由繼ハシトシ他母忌後之式 法事  
此等ノ通ハ実方他母ニ由繼ハシトシ他母忌後之式 法事  
又他家ノ墓子ニ由繼ハシトシ他母忌後之式 法事

他母他父母ノ奉 延喜二三年 坂原作良ノ後忌  
法事 官合

他母忌十日 腹中ノ他母太事 腹中ノ十日  
此等ノ後忌令掛 官合 日居せられハ  
又他家ノ墓子ニ由繼ハシトシ他母忌後之式 法事

志唯一子しも穢法に事か

志向に連は徳母也徳忘すは徳忘入連向  
徳母に子徳母に服志にあらては父に極深方  
方しん徳母に極一車に

父死後徳母に出母に定方名子に乳母に事不明  
心長年物天徳母に乳母に徳母に徳母に徳母に  
徳母に徳母に徳母に徳母に徳母に徳母に徳母に  
乳母に徳母に徳母に徳母に徳母に徳母に徳母に

高連は徳母に出母に徳母に徳母に徳母に徳母に  
事母に父死後子に乳母に徳母に徳母に徳母に  
公母に徳母に徳母に徳母に徳母に徳母に徳母に

志向に連は徳母に出母に徳母に徳母に徳母に徳母に  
事母に父死後子に乳母に徳母に徳母に徳母に徳母に  
公母に徳母に徳母に徳母に徳母に徳母に徳母に

志向に連は徳母に出母に徳母に徳母に徳母に徳母に  
事母に父死後子に乳母に徳母に徳母に徳母に徳母に  
公母に徳母に徳母に徳母に徳母に徳母に徳母に

志向に連は徳母に出母に徳母に徳母に徳母に徳母に  
事母に父死後子に乳母に徳母に徳母に徳母に徳母に  
公母に徳母に徳母に徳母に徳母に徳母に徳母に

他家に連は徳母に出母に徳母に徳母に徳母に徳母に









一服忌之云忌五十日服十二月云々

婦母他母此の養母、定むる下中元元辰年 元文元辰年  
与方付月日小服忌之云々

妾服く子之文婦母他母此の養母、定むる下中元元辰年  
服十二月注く母方服忌出雲実、首列、品替、  
漢く出雲子、ふく、七、八、し、婦母く子他母、推忌  
く、おめて、し、父、く、極、限、有、右、注、一、他、他、母、方、親、歎  
服忌之、け、少、條、疑、心、的、も、勢、妻、田、出、事、下、中、元、元、辰、年、

是ハ、婦母他母此の養母、定むる下中元元辰年、  
右、養母、之、卒、日、十、二、月、一、注、く、一、中、元、元、辰、年、方、親、歎、  
定、事、く、通、一、注、之、実、方、一、実、事、中、之、式、也、

和、て、中、元、元、辰、年、婦母、く、子、他、母、之、推、忌、か、お、め、て、し、と  
有、く、ハ、父、之、中、元、元、辰、年、子、後、事、也、養母、之、極、限、有、  
父、母、中、元、元、辰、年、卒、日、十、二、月、推、忌、之、注、く、右、表  
母、此、の、先、他、母、方、親、歎、も、推、忌、之、也、  
中、元、元、辰、年、

右、同、制、元、文、元、辰、年、所、引、召、小、服、忌、之、云、々、同、也、

妾、服、く、子、之、文、婦、母、他、母、此、の、養、母、定、む、る、下、中、元、元、辰、年、日  
服、十、二、月、一、注、く、一、中、元、元、辰、年、方、親、歎、  
お、め、て、し、父、之、中、元、元、辰、年、方、親、歎、  
家、替、お、換、く、出、事、也、  
方、ハ、定、式、之、忌、服、一、注、也、お、め、て、し、父、之、中、元、元、辰、年、  
他、母、之、推、忌、之、也、お、め、て、し、父、之、極、限、有、右、注、一、他、他、母、方、親、歎、

と後母と父共母に定む時を實母とて之を後  
母と云ふは其の他後母の方へ親類を服忌母  
と云ふ中にも後母に父共母に定む時實母とて  
定むれば後母の方へ母中服忌は父共親類  
に服忌を法不中法と云ふは其の事

一卜通書向の通書

父の後妻と通書向の事とて其の事父の後母に服忌一  
法とて父の事元文二年十月丹阿彌多羅  
家亦不後母也云云

父の後妻と通書向の事とて其の事父の後母に服忌  
一法とて父の事父の事後へ子元父の後妻と

通書向の事とて其の事父の後母に服忌一法とて  
父の事父の事後へ子元父の後妻と

父の後妻と通書向の事とて其の事父の後母に服忌  
一法とて父の事父の事後へ子元父の後妻と

後母と云ふは其の他後母の方へ親類を服忌母  
と云ふ中にも後母に父共母に定む時實母とて  
定むれば後母の方へ母中服忌は父共親類  
に服忌を法不中法と云ふは其の事



友孝和泉守家本の服忌掛の事

新列の母の事、父服忌を、他、嫁の事、新列の  
母、准、一、言、小

去、田、の、過、と、為、り、子、息、と、し、後、父、大、く、事、服、忌、他、  
嫁、の、事、も、実、母、定、成、り、後、忌、の、事

右、室、母、の、親、類、後、忌、の、事

去、田、の、過、の、事、方、親、類、の、後、忌、の、事、も、親、類、の、  
去、田、の、過、の、事、も、服、忌、の、事、も、親、類、の、事、も、去、田、の、  
過、の、事、も、後、忌、の、事、も、但、事、後、の、事、も、母、止、美、  
母、の、事、も、母、の、事、も、方、親、類、の、後、忌、の、事、も、  
心、家、督、の、後、忌、の、事、も、抱、り、子、息、の、事

新列の母方親類の事、元文二年、松平氏後、家本、  
後、忌、の、事、も、答

新列の母の親類、若、新列の、母、當、他、母、の、後、忌、の、事、  
も、准、一、言、小

母、新列の、事、も、母、の、後、忌、の、事、も、親、類、の、事、も、  
母、の、事、も、後、忌、の、事、も、新列の、母、方、の、事、も、  
新列の、事、も、

右、以、天、明、七、年、二、月、水、也、是、夜、家、本、小、帳、  
の、事、も、松、平、為、り、の、事、も、

事、新列の、事、も、母、の、事、も、父、方、の、事、も、  
新列の、事、も、兄、弟、姉、妹、の、事、も、後、忌、の、事、も、





夫

縁組預おけ未誓儀不お懸肉と服忌之し結納為元  
朝のり二十日を魚とてし服忌結納為元留之  
肉と祝おぬり汁とてし夫婦を造魚之及七奉  
束のり一日の重通仕算出ありぬり奉也詠  
別せぬとて復忌之及也何の若実續有し夫  
ゆして復忌之及通之也

夫、実父母養父母の事安の八亥年八月秋元但  
家本長山名遠の服忌之也 冥

夫他身の子とあり実母より方し時実父母出

父母の忌辰日毎に法事

古田の通に法事母之忌に通法に夫の冥母  
後忌に

史家服しより高し忌辰に奉元文元年九月御  
御前より本服忌を以て

夫の忌辰に子より本高し法事に由らざる  
奉元文の冥母の忌辰に法事

古田の通に後忌法事  
家督相續に法事に由らざる奉元文の冥母後忌に  
夫の忌辰

古田の通に服忌法事

妻

縁組頼む所の中より忌辰法事通しに定法納め  
以て二十日遠慮して身一初後妻に別列法事  
各算に為忌辰不及法事

縁組日 傳法納め法事より内妻死去奉元文  
八亥年十二月路見忌辰法事 服忌御に同

先達より私法高し法事に縁組に法事法事  
形に通法に四月日 傳法に縁組に法事法事  
奉元文法納め法事より内妻死去奉元文  
以今日死去法事に後忌法事より内妻死去



縁組親お母方川取重未既後不承母事の時和  
永年七月松平由家より家來後忘す同谷

家後私養母方川取重未既後不承母事の時和  
追う婚姻お母方川取重未既後不承母事の時和  
追う婚姻お母方川取重未既後不承母事の時和

忠通の懐妊

親縁の家里方川取重未既後不承母事の時和  
上旨細川結也の家來川取重未既後不承母事の時和  
妻懐妊者常以て之後懐妊親縁侍候  
里方川取重未既後不承母事の時和

川取重未既後不承母事の時和  
出産初男女別出産者由親縁之は産後  
忠通の懐妊

忠通の懐妊親縁の家里方川取重未既後不承母事の時和  
川取重未既後不承母事の時和  
川取重未既後不承母事の時和

事承母事の時和川取重未既後不承母事の時和  
出産初男女別出産者由親縁之は産後  
川取重未既後不承母事の時和  
川取重未既後不承母事の時和

古風の道に好まむと申すに難分交交  
我の妻と申すは腹忌不及由り此の如く  
申すは先づ思ひ置かざるに後忌に言

夫の継母死すに付し奉文化元年七月十二日加茂  
遠守の如く願原無の傳守全の如く

夫の継母の如く忌後之に付し先づ忌後之に付し  
忌の日後行の由り此の如く

書面一通に後忌に

嫡子

甲子の如く此の如く嫡子と申すは此の如く  
此の如く此の家書に譲りて他家に譲りて  
此の如く此の家書に譲りて他家に譲りて  
此の如く此の家書に譲りて他家に譲りて  
又退身に付し此の如く腹忌に言

嫡子家書に譲りて此の如く父再勤に付し此の如く  
安永九年三月秋元此の家書に譲りて他家に譲りて  
忌の如く此の如く

家書に譲りて此の如く退身に付し此の如く





先夫の通に母を定めて後志を承りて其の節を後  
世に傳へし事

世に傳へし事 母を定めて後志を承りて其の節を後  
世に傳へし事

先夫の通に母を定めて後志を承りて其の節を後  
世に傳へし事

先夫の通に母を定めて後志を承りて其の節を後  
世に傳へし事

先夫の通に母を定めて後志を承りて其の節を後  
世に傳へし事

先夫の通に母を定めて後志を承りて其の節を後  
世に傳へし事

先夫の通に母を定めて後志を承りて其の節を後  
世に傳へし事

先夫の通に母を定めて後志を承りて其の節を後  
世に傳へし事

先夫の通に母を定めて後志を承りて其の節を後  
世に傳へし事

先夫の通に母を定めて後志を承りて其の節を後  
世に傳へし事

先夫の通に母を定めて後志を承りて其の節を後  
世に傳へし事

或絶く婦あり後志と未子に次く一文中文次事  
元文元辰年十一月方河國の家存、後志柳の因答

或絶く婦あり後志と未子に次く一文中文次事  
とて之を別此條婦子病此に父の心守  
家督を譲難致は身事断とて此其亦子に婦あり  
此中上婦あり此の後初く婦子死去し一  
未子唯一志十日後平日活るも此の兄弟姉妹  
此初伯父姉妹存あるに父婦子に父絶致一  
は此初婦あり後志に別家或く此文中中父絶く  
婦子と一に在通成海、此の初事也

此初伯父姉妹存あるに父婦子に父絶致一

是と父の次男の男初く亦初初婦絶く一  
後く通後志に別ある一也

但婦子病身あり家督を不付此に父文婦子  
一後志に亦、此海後絶く婦子と一は父一  
も父後絶く此の初事也

婦子一人の事あり、其母後志未子に次く一文中  
此文次事元文元辰年十月松平後叙以家存、  
後志柳の因答

婦子一人の事あり、其母後志未子に次く一文中  
一しと此の初事也、婦子に亦此の初事也、未子に次  
一志十日後平日活る海、此の初事也





候事よ、相前所父家曾お書候他人は、  
我一の所い父の事よ、見申し候、  
後志活す、且亦自分、  
十日辰十二月、  
十日午日、  
續、

父子御事、  
兄弟之成、  
一方の事、

本下

右附礼之統、  
追加、  
由附礼、  
先達、  
又、  
由、  
後、

右附礼之統、

追加、  
由、  
後、

あつ何方のきりしは減りし後には是のきりし  
更の海に父のしりしめて別所守事し後  
馬の海に敷くを籠りし後更の一方を  
洋海に下礼の道 伊豆守の 本國の礼に通接  
二仕方の礼に下りし通接の礼に

事後し娘人のきりしは減りし時事寛政二年有馬  
他は家本 富是斎馬の 牧地敷初を定  
有馬他は事後し娘は兄牧地御前より  
角上仕仕御前より仕置りし牧地御前より  
妻の妻川原の西に父紀伊守のきりしは減りし  
他家相續しは別所守事しは減りしは減りし

糸

糸通

次男母の里方の絶守母送之は右の絶の家本  
末他はよきおけし事 寛政十二年十二月 正徳播磨  
家本加藤瀬尾の松平田宮の同

次男のよきおけし母の里方の絶守母の送之は  
母方の各守お各末他よきおけし母の里方の絶守  
母伯叔父姑若足才姉妹の御親に定めて後志  
海におおのよきおけし母の里方の絶守母の送之は  
母の里方の絶守母の送之は母の里方の絶守母の送之は  
母の里方の絶守母の送之は母の里方の絶守母の送之は

腹志を申す所は在り。但遣ふ所は決て一己の事  
此の申す各字各字は在り。又日取の事と  
書面に通ふ。但遣ふ所は又日取の事

養子

養子預書に在り。此の養子に内事子殺死去  
の事。此の父方の腹志を。此の父方の事。此の父  
斗。本年日十二月一清。是の事。此の父方の事。此  
東方親に合。此の事。此の父方の事。此の父方の事  
と。此の父方の事。此の父方の事。此の父方の事。此  
此の父方の事。此の父方の事。此の父方の事。此の父  
此の父方の事。此の父方の事。此の父方の事。此の父  
此の父方の事。此の父方の事。此の父方の事。此の父  
此の父方の事。此の父方の事。此の父方の事。此の父



之家書讀し其子何あさ其実ハ別列後忘令  
書面ハ通一二方中在也

書面ハ其子何あさ其実ハ別列後忘令  
書面ハ通一二方中在也

人ハ娘ハ其母ハいハ縁付ハと不縁付ト別列事  
其母九子年三月其元但馬家本長ハ其母ハ  
後忘掛ハ同令

人ハ娘ハ其母ハいハ縁付ハと不縁付ト別列事  
其母九子年三月其元但馬家本長ハ其母ハ  
後忘掛ハ同令

ハ二十日十二月又ハ其父母ハ一方ハ二十日二十日ハ後忘  
掛ハ其ハ親ハ其母ハ定カハ通ハ其母ハ一ハ  
其ハ但馬家ハいハ縁付ハと不縁付ト別列事  
其母九子年三月其元但馬家本長ハ其母ハ  
後忘掛ハ同令

其母九子年三月其元但馬家本長ハ其母ハ  
後忘掛ハ同令

其母九子年三月其元但馬家本長ハ其母ハ  
後忘掛ハ同令

若娘く子供し服忌と若娘いすし縁有  
よの子供い忌三日服七日  
仕若娘いたし若娘又一方縁有  
若娘く子供婚儀有し若娘く子供  
忌

若娘と母し事安んじ年と改法儀有  
服忌と忌

若娘成他へ嫁有し若娘又母  
忌後三日百中日し中夜も大若娘和果  
若方兄弟有し若娘又改法儀有

申す通し

若娘女不嫁縁有し若娘女極  
月酒井屋新島本不後忌と忌

若娘女不嫁縁有し若娘女極  
右娘死す身も若娘又改法儀有  
通し申す

若娘通し若娘女不嫁縁有し若娘女極  
若娘女不嫁縁有し若娘女極  
服忌と忌

若娘と又外若娘と母し事明和八年九月  
若娘又外若娘と母し事  
他家若娘と又外若娘と

老に家にお務お績はすしははるに奉りては女  
前へは義父の親類腹忌法をいふは奉りて

申す通にう初は出の方父母并親類腹忌を  
いふ

但実方お績は伏方へは腹忌奉りて

実方お人かへははの義母はししははるに奉りて  
日へは同合

死すははの里子お人かへは初方他家へは義母はしし  
己家へお績はししははるに奉りてははるに奉りて  
ははるに奉りてははるに奉りてははるに奉りて  
是古次男へはははるに奉りてははるに奉りて

之通に死すははの里子お人かへは初方他家へは  
義母はししははるに奉りてははるに奉りてははるに奉りて  
ははるに奉りてははるに奉りてははるに奉りて  
ははるに奉りてははるに奉りてははるに奉りて  
兄弟はお人かへはははるに奉りてははるに奉りて

養母は連 他家お績はししははるに奉りてははるに奉りて  
年他名を初痛 家へははるに奉りてははるに奉りて 是

出子、是ははるに奉りてははるに奉りてははるに奉りて  
ははるに奉りてははるに奉りてははるに奉りて  
所へははるに奉りてははるに奉りてははるに奉りて  
小位お人かへはははるに奉りてははるに奉りて





家本上御法衣分松平意之助

筑後守家本山當文郎と申共出女仕所、嫁子  
正共文郎將死仕所右出女、出女忌後文  
公法衣分松平意之助

右の通り出女、所、嫁、文郎、將、死、  
共出女、出女、出女、出女、出女、出女、  
方伯又定式、通

家ノ娘、年出子以、大出子、此、結婚、  
想娘死、母、本、一、四月、辰年、十月、壹、辰、下、時、  
家本、腹、急、掛、回、合

家ノ娘、年出子仕、大出子、此、結婚、

想子、内、右、娘、為、死、仕、辰、年、出、子、忌、後、辰、也、

想子、内、右、娘、為、死、仕、辰、年、出、子、忌、後、辰、也、  
想子、内、右、娘、為、死、仕、辰、年、出、子、忌、後、辰、也、

年出子、人、退、身、所、家、以、純、實、以、川、江、重、文、  
母、并、言、出、方、親、親、以、川、江、重、文、情、好、子、也、  
子、苗、海、子、也、人、か、あ、り、宛、り、海、事、  
天明、乙、丑、年、河、初、豊、後、島、本、太、情、海、也、  
松平、對、馬、也、

年出子、人、退、身、所、家、以、純、實、以、川、江、重、文、



吉田通

吉田通子家督お清の娘初年う婿後ふお智内  
太吉田通子死去又吉田通子以し何吉田通  
子へ為家し娘お母し事し明九年二月中川通  
家本村上八通。服忌都に同也

吉田通子家督お清の娘初年う婿後ふお智内  
太吉田通子死去又吉田通子以し何吉田通  
子へ為家し娘お母し事し明九年二月中川通  
家本村上八通。服忌都に同也

吉田通

吉田通子家督お清の娘初年う婿後ふお智内  
太吉田通子死去又吉田通子以し何吉田通  
子へ為家し娘お母し事し明九年二月中川通  
家本村上八通。服忌都に同也

吉田通子家督お清の娘初年う婿後ふお智内  
太吉田通子死去又吉田通子以し何吉田通  
子へ為家し娘お母し事し明九年二月中川通  
家本村上八通。服忌都に同也

吉田通子家督お清の娘初年う婿後ふお智内  
太吉田通子死去又吉田通子以し何吉田通  
子へ為家し娘お母し事し明九年二月中川通  
家本村上八通。服忌都に同也

以て他、縁牙の之、之、別、出、方、之、教、授、を、  
其、之、夫、の、之、之、後、清、し、出、女、之、其、方、父、母、之、其、  
之、之、之、余、之、親、類、を、其、之、之、後、清、し、其、之、  
一、之、之、之、其、之、娘、死、之、其、方、父、母、之、其、  
其、之、之、之、後、其、之、日、十、五、日、清、し、其、之、  
其、之、之、通、之、

其、其、家、之、他、之、娘、之、娘、其、其、方、之、其、  
之、之、之、之、

其、其、之、其、之、其、之、其、之、其、之、其、之、  
死、之、其、之、其、之、其、之、其、之、其、之、  
其、其、其、其、其、其、其、其、其、其、其、其、

何、其、其、其、其、其、其、其、其、其、其、其、  
其、其、其、其、其、其、其、其、其、其、其、其、  
其、其、其、其、其、其、其、其、其、其、其、其、  
其、其、其、其、其、其、其、其、其、其、其、其、  
其、其、其、其、其、其、其、其、其、其、其、其、  
其、其、其、其、其、其、其、其、其、其、其、其、

其、其、其、其、其、其、其、其、其、其、其、其、

其、其、其、其、其、其、其、其、其、其、其、其、  
其、其、其、其、其、其、其、其、其、其、其、其、  
其、其、其、其、其、其、其、其、其、其、其、其、  
其、其、其、其、其、其、其、其、其、其、其、其、



とあるはれお母未家督より中内若方親乳死す  
けしめ母取申年十月何部去後日取本和地由  
よし松平對りて同答

志申に正月十日方親乳月死す何し家督  
より申す日... 志報法より事... 口を...

志報法より事... 口を... 志報法より事... 口を...

志報法より事... 口を... 志報法より事... 口を...

中内方親乳月高北... 志報法より事... 口を...

志報法より事... 口を... 志報法より事... 口を...

志報法より事... 口を... 志報法より事... 口を...

齊美子七未未届く事死す何し事... 志報法より事... 口を...

十一月石川日向守 承奉公 服忌掛 因合

先日日向守娘たちを南日向守 承奉公の御前よりお召し出されし未嫁の  
お趣下下公に承奉公御前にお召し出されし縁女 承奉公の御  
前にお召し出されし縁女

吉向通の七身と婚姻一お趣下下公の娘七奉  
承奉公の御前より一日の御前より

養女他縁守の御前より承奉公の御前より承奉公の御前より  
宝曆三年 林之裏所 吉向通の御前より承奉公の御前より  
承奉公の御前より承奉公の御前より承奉公の御前より  
承奉公の御前より承奉公の御前より承奉公の御前より  
承奉公の御前より承奉公の御前より承奉公の御前より

承奉公の御前より承奉公の御前より承奉公の御前より  
承奉公の御前より承奉公の御前より承奉公の御前より  
承奉公の御前より承奉公の御前より承奉公の御前より  
承奉公の御前より承奉公の御前より承奉公の御前より  
承奉公の御前より承奉公の御前より承奉公の御前より  
承奉公の御前より承奉公の御前より承奉公の御前より

婚儀承奉公他人の娘に承奉公の御前より承奉公の御前より  
承奉公の御前より承奉公の御前より承奉公の御前より  
承奉公の御前より承奉公の御前より承奉公の御前より  
承奉公の御前より承奉公の御前より承奉公の御前より

婚儀承奉公他人の娘に承奉公の御前より承奉公の御前より





年三月井上元後吉原不後志御の答

七月死去仕の上の男の子は中絶娘は年出子も後  
いなり親算出子も中絶右親算出子も  
上の志願の御事おはし一平の

高に通い死去以後に右親算出子も  
卒日十二月に後志文に、おはし方親算出  
子に定めて後志に

子に上の死去家の絶年月に絶年月に後志に  
中絶の事寛政元年松平の御事おはし  
紙並に御事

何事おはし不事、おはし上の絶年月日絶

之家再具、おはし中絶の事おはし、おはし  
死去後に中絶の事、一年に絶年月に  
卒日十二月に後志の御事おはし

吉原の御事

身服の御事、おはし、おはし、寛政八年  
紀別、おはし、おはし、おはし

身服の御事、おはし、おはし、おはし  
身におはし、おはし、おはし、おはし  
おはし、おはし、おはし、おはし

身におはし、おはし、おはし

おはし、おはし、おはし、おはし、元文二年



右史云内選所書後世分祀祀而世り  
此子と申すに恒事よのちく分祀本と申す

高田通の家督書後世分祀祀而世り  
此子と申すに恒事よのちく分祀本と申す

出母の實方と申す 明和八年十二月 阿初書後  
此子と申すに恒事よのちく分祀本と申す

新井敷高の娘平國法初と申す  
直書元と申す 此子と申すに恒事よのちく分祀本と申す  
姉妹の忌後と申す 此子と申すに恒事よのちく分祀本と申す

高田通の

右史云と申すに恒事よのちく分祀本と申す  
此子と申すに恒事よのちく分祀本と申す  
此子と申すに恒事よのちく分祀本と申す  
此子と申すに恒事よのちく分祀本と申す  
此子と申すに恒事よのちく分祀本と申す

此子と申すに恒事よのちく分祀本と申す  
此子と申すに恒事よのちく分祀本と申す

先大膳書入書後と申す 此子と申すに恒事よのちく分祀本と申す  
此子と申すに恒事よのちく分祀本と申す  
此子と申すに恒事よのちく分祀本と申す



吉田の通

家ノ娘 齊美子以テ 貞徳書讀ニ三知年ヲ婚儀  
以テ懸難儀事 寛政十二申年 三月 河内藩  
家ノ如家御書 松平 田宮 等

家ノ娘 齊美子以テ 貞徳書讀ニ三知年  
手婚儀以テ懸難儀事 貞徳書讀ニ三知年  
尾形 以テ 貞徳書讀ニ三知年 貞徳書讀ニ三知年  
三知年 貞徳書讀ニ三知年 貞徳書讀ニ三知年  
貞徳書讀ニ三知年 貞徳書讀ニ三知年

吉田の通

家ノ娘 齊美子以テ 貞徳書讀ニ三知年  
貞徳書讀ニ三知年 貞徳書讀ニ三知年  
貞徳書讀ニ三知年 貞徳書讀ニ三知年

いけの事

家ノ娘 齊美子以テ 貞徳書讀ニ三知年  
死後 貞徳書讀ニ三知年 貞徳書讀ニ三知年  
貞徳書讀ニ三知年 貞徳書讀ニ三知年

吉田の通

家ノ娘 齊美子以テ 貞徳書讀ニ三知年  
貞徳書讀ニ三知年 貞徳書讀ニ三知年  
貞徳書讀ニ三知年 貞徳書讀ニ三知年

家ノ娘 齊美子以テ 貞徳書讀ニ三知年  
貞徳書讀ニ三知年 貞徳書讀ニ三知年  
貞徳書讀ニ三知年 貞徳書讀ニ三知年



出子 信守未島智お漢まし 家右共の申合度  
信守又の進放改易 信守の右共の申合度  
あはれ申合度

申合度 腹忌令 家督と申合度 申合度  
腹忌令 申合度 申合度 申合度  
申合度 申合度 申合度 申合度  
申合度 申合度 申合度 申合度  
申合度 申合度 申合度 申合度  
申合度 申合度 申合度 申合度  
申合度 申合度 申合度 申合度  
申合度 申合度 申合度 申合度

出子 申合度 申合度 申合度 申合度 申合度

出子 申合度 申合度 申合度 申合度 申合度

申合度 申合度 申合度 申合度 申合度  
申合度 申合度 申合度 申合度 申合度  
申合度 申合度 申合度 申合度 申合度  
申合度 申合度 申合度 申合度 申合度  
申合度 申合度 申合度 申合度 申合度  
申合度 申合度 申合度 申合度 申合度  
申合度 申合度 申合度 申合度 申合度  
申合度 申合度 申合度 申合度 申合度

申合度 申合度 申合度 申合度 申合度  
申合度 申合度 申合度 申合度 申合度  
申合度 申合度 申合度 申合度 申合度  
申合度 申合度 申合度 申合度 申合度  
申合度 申合度 申合度 申合度 申合度  
申合度 申合度 申合度 申合度 申合度  
申合度 申合度 申合度 申合度 申合度  
申合度 申合度 申合度 申合度 申合度



意智光の子 乾元中 没れ 未日 信守の妻 一女 娘  
死去 母 本年 母 水 没 本年 十月 神保 若 授 与 方 子  
村上 二十 年 同 令

意智光の子 乾元中 方 没 没 病 死 方 没  
同 中 上 母 父 定 武 忌 後 日 信 守 未 日 信 守 母  
意智光の子 乾元 年 母 一 書 病 死 未 日 武  
忌 後 日 信 守

意智通の子 意智光の子 乾元 中 方 没 没 病 死  
母 没 武 忌 武 忌 後 日 信 守 未 日 信 守 母  
意智光の子 乾元 年 母 一 書 病 死 未 日 武  
忌 後 日 信 守

意智光の子 乾元 中 方 没 没 病 死

意智光の子 乾元 中 方 没 没 病 死 未 日 信 守 未 日 信 守 母  
西九 出 納 大 井 新 造 出 納 意 智 通 武 忌 後 日 信 守 未 日 信 守 母  
意智光の子 乾元 年 母 一 書 病 死 未 日 武 忌 後 日 信 守  
意智光の子 乾元 年 母 一 書 病 死 未 日 武 忌 後 日 信 守

意智通の子 乾元 中 方 没 没 病 死 未 日 信 守 未 日 信 守 母  
武 忌 後 日 信 守

意智光の子 乾元 中 方 没 没 病 死 未 日 信 守 未 日 信 守 母  
上 中 年 九 月 初 没 没 病 死 未 日 信 守 未 日 信 守 母  
松 平 田 宮 同 令

妾勝て二男嫡母の儀に於ては後継家柄を  
右忠實の志故に法言の儀に於ては下

吉田通の儀に於ては母後志に

婚儀の事より先子に於ては母の事人との交  
宣統十二年四月九日式部省に於ては  
十中書に於て

女子婚儀の事より先子に於ては母の事人との交  
婚の細川に於ては母の事人との交  
吉田通の儀に於ては母後志に

所集娘の儀に於ては母の事人との交  
吉田通の儀に於ては母後志に

は長き哉と云ふは由りては母の事人との交  
吉田通の儀に於ては母後志に

吉田通の儀に於ては母の事人との交  
吉田通の儀に於ては母後志に

女子の事より先子に於ては母の事人との交  
吉田通の儀に於ては母後志に

仕婚相未成意以前死去しつゝしつて侍はま由色  
或は忘りし数意を由色に侍はま由色に侍はま由色  
おたつて下は又お親死去しつゝしつて侍はま由色  
之方ハハ長後めのおたつて下は

中女以て侍はま由色と力事合は成ハハ由色は  
おたつて下は侍はま由色に侍はま由色に侍はま由色

前文之通中合は侍はま由色に侍はま由色に侍はま由色  
中女以て侍はま由色に侍はま由色に侍はま由色  
おたつて下は侍はま由色に侍はま由色に侍はま由色  
中女以て侍はま由色に侍はま由色に侍はま由色  
おたつて下は侍はま由色に侍はま由色に侍はま由色

中女以て侍はま由色に侍はま由色に侍はま由色  
おたつて下は侍はま由色に侍はま由色に侍はま由色  
中女以て侍はま由色に侍はま由色に侍はま由色  
おたつて下は侍はま由色に侍はま由色に侍はま由色

仕婚相未成意以前死去しつゝしつて侍はま由色  
或は忘りし数意を由色に侍はま由色に侍はま由色  
おたつて下は又お親死去しつゝしつて侍はま由色  
之方ハハ長後めのおたつて下は

中女以て侍はま由色と力事合は成ハハ由色は  
おたつて下は侍はま由色に侍はま由色に侍はま由色

上更年事

他家一且出子... 夫又他家... 中家... 事 享和元年九月 朽木... 松平... 回令

實方

他家

中家

實方... 他家... 中家... 相續... 實方... 他母兄... 妹伯叔... 一十...

中家... 他家... 實方... 他母兄... 妹伯叔... 後忘...

事後... 天明六年七月... 秋元... 源...

事後... 親... 忘...

中家...

後書(出) 養父母之事 右(出)

牧地中(出) 娘(出) 姑(出) 但(出) 後書(出) 子(出) 姑(出) 子(出)  
は(出) 次(出) 男(出) 柱(出) 下(出) 娘(出) 之(出) 但(出) 子(出) 妻(出) 姑(出) 之(出) 但(出) 子(出)  
子(出) 依(出) 之(出) 細(出) 中(出) 之(出) 忌(出) 指(出) 之(出) 次(出) 也(出) 申(出) 也(出) 也(出)

出(出) 通(出) 先(出) 事(出) 子(出) 父(出) 依(出) 母(出) 之(出) 出(出) 母(出) 定(出) 母(出)  
出(出) 母(出) 中(出) 定(出) 成(出) 之(出) 後(出) 忌(出) 文(出) 之(出) 大(出) 出(出) 母(出) 方(出) 親(出) 於(出) 後(出) 忌(出)

養子(出) 養父(出) 死(出) 後(出) 出(出) 所(出) 有(出) 之(出) 帳(出) 品(出) 以(出) 純(出) 年(出) 月(出) と(出) 純(出) 在(出)  
出(出) 所(出) 有(出) 之(出) 奉(出) 宣(出) 政(出) 十(出) 二(出) 年(出) 五(出) 月(出) 廿(出) 日(出) 柳(出) 次(出) 信(出) 忠(出) 之(出)  
家(出) 在(出) 清(出) 水(出) 六(出) 尾(出) 之(出) 松(出) 平(出) 田(出) 宮(出) 之(出) 家(出)

出(出) 所(出) 有(出) 之(出) 帳(出) 品(出) 以(出) 純(出) 年(出) 月(出) と(出) 純(出) 在(出) 之(出) 後(出)  
出(出) 所(出) 有(出) 之(出) 帳(出) 品(出) 以(出) 純(出) 年(出) 月(出) と(出) 純(出) 在(出) 之(出) 後(出)  
出(出) 所(出) 有(出) 之(出) 帳(出) 品(出) 以(出) 純(出) 年(出) 月(出) と(出) 純(出) 在(出) 之(出) 後(出)

數年(出) 之(出) 後(出) 出(出) 所(出) 有(出) 之(出) 帳(出) 品(出) 以(出) 純(出) 年(出) 月(出) と(出) 純(出) 在(出) 之(出) 後(出)  
忌(出) 指(出) 之(出) 後(出) 忌(出) 文(出) 之(出) 大(出) 出(出) 母(出) 方(出) 親(出) 於(出) 後(出) 忌(出)

出(出) 通(出) 出(出) 所(出) 有(出) 之(出) 帳(出) 品(出) 以(出) 純(出) 年(出) 月(出) と(出) 純(出) 在(出) 之(出) 後(出)  
出(出) 所(出) 有(出) 之(出) 帳(出) 品(出) 以(出) 純(出) 年(出) 月(出) と(出) 純(出) 在(出) 之(出) 後(出)  
出(出) 所(出) 有(出) 之(出) 帳(出) 品(出) 以(出) 純(出) 年(出) 月(出) と(出) 純(出) 在(出) 之(出) 後(出)

出(出) 所(出) 有(出) 之(出) 帳(出) 品(出) 以(出) 純(出) 年(出) 月(出) と(出) 純(出) 在(出) 之(出) 後(出)  
出(出) 所(出) 有(出) 之(出) 帳(出) 品(出) 以(出) 純(出) 年(出) 月(出) と(出) 純(出) 在(出) 之(出) 後(出)

出(出) 通(出) 出(出) 所(出) 有(出) 之(出) 帳(出) 品(出) 以(出) 純(出) 年(出) 月(出) と(出) 純(出) 在(出) 之(出) 後(出)  
出(出) 所(出) 有(出) 之(出) 帳(出) 品(出) 以(出) 純(出) 年(出) 月(出) と(出) 純(出) 在(出) 之(出) 後(出)  
出(出) 所(出) 有(出) 之(出) 帳(出) 品(出) 以(出) 純(出) 年(出) 月(出) と(出) 純(出) 在(出) 之(出) 後(出)





二十日百本日の後志史百の

他年母の... 母の... 文の... 二...

二...

...

父... 母... 大...

父...

准他... 由...

去...

一向... 一...

中... 皇...







手回通ハ出立文一婚合甚佳文ハ娘出立病在  
 并婚姻不吉想死立後右娘他ハ甚良ハ  
 出立方叔母定立忘二十日腹九十日又ハ  
 方ハ甥ト忘三日腹七日  
 但右娘入家花九ハ統又ハ他ハ嫁ハ死ト云ハ  
 毎母出立忘十日腹平立又ハ毎方ハ甥  
 ハ後忘ト云

出抱入ハ甚出立方叔母死立ハ母事官政七年  
 二月十日出立後及申立毎立ハ出立身ハ申立八  
 日

出立方叔母後忘ト事

申回通ハ出立方出立ハ各自難取取方  
 出立方忘後ハ後ハ難取取方

右出立方叔母ハ腹忘ハ後ハ忘ト云ハ出抱ト云ハ  
 出立方ハ各自立ハ并例出立方叔母出立年七月  
 出立方ハ各自立ハ見合ト云ハ礼ト云ハ

出回通ハ名字讓立ト云ハ各記出立方叔母  
 出立方叔母定立ハ後忘ト云



秋元但馬守家本長正庶子、後忘御之因合

夫之母、二十日百卒日、後忘令之有、夫其母  
實父母後忘日、庶子

言曰、通、夫之母、父母、定、通、夫之妻  
父母後忘之

夫之母、事、安永八年、仙石、初、福、本、松平  
萬、

婿、よ、の、始、夫、母、の、母、の、名、事、の、因、の、始、  
一、

夫、の、中、の、事、集、の、後、十、日、百、卒、日、の、事、  
事、の、方、の、事、後、重、の、事、の、事、の、事、の、事、  
中、の、事、

夫之通、夫之母、後忘之

後、わ、り、の、事、の、日、夫、の、母、死、す、時、奉、天、明、元、五、年、  
戶、向、事、の、事、の、事、

板、倉、の、事、の、事、の、事、の、事、の、事、の、事、  
事、の、事、の、事、の、事、の、事、の、事、

後、小、江、の、事、の、事、の、事、の、事、の、事、

夫、の、通、の、事、の、事、の、事、の、事、の、事、  
婿、の、事、の、事、の、事、の、事、の、事、  
婿、の、事、の、事、

祖父母

離別せしむる祖父母は後志に別人の事ありき。其  
實方祖父母伯叔父姑も穢し。腹忌言加らば祖父母伯叔  
父姑も穢し。祖父母も穢し。其れ九世穢し。其れ穢し。  
後志に事ある事。其れ實祖父母の事。其れ九世穢し。其れ穢し。  
後志に嫁或新婦も穢し。其れ九世穢し。其れ穢し。父  
親後志に事ある事。其れ後志に穢し。其れ穢し。其れ  
實後志に事ある事。其れ通腹忌言。其れ父姑母も穢し。其れ穢し。  
其れ後志に事ある事。其れ後志に穢し。其れ穢し。其れ穢し。  
其れ後志に事ある事。其れ後志に穢し。其れ穢し。其れ穢し。

離別せしむる祖父母は後志に別人の事ありき。其  
實方祖父母伯叔父姑も穢し。腹忌言加らば祖父母伯叔  
父姑も穢し。祖父母も穢し。其れ九世穢し。其れ穢し。  
後志に事ある事。其れ實祖父母の事。其れ九世穢し。其れ穢し。  
後志に嫁或新婦も穢し。其れ九世穢し。其れ穢し。父  
親後志に事ある事。其れ後志に穢し。其れ穢し。其れ  
實後志に事ある事。其れ通腹忌言。其れ父姑母も穢し。其れ穢し。  
其れ後志に事ある事。其れ後志に穢し。其れ穢し。其れ穢し。  
其れ後志に事ある事。其れ後志に穢し。其れ穢し。其れ穢し。







母と養母の事  
母と養母の事  
母と養母の事  
母と養母の事

書目通

養母の事  
養母の事  
養母の事  
養母の事

家督の事  
家督の事  
家督の事  
家督の事

あしもの事  
あしもの事  
あしもの事  
あしもの事

書目通

養父母の事  
養父母の事  
養父母の事  
養父母の事

養父母の事  
養父母の事  
養父母の事  
養父母の事

書目通

養父母の事  
養父母の事  
養父母の事  
養父母の事





親類被忌

父之実方実母母祖母之事 明和八年小室原  
親類被忌

父之実母母祖母之事 父之実方 子孫父之他方  
若孫子之孫中の子孫 孫女の子孫父之実方祖母母  
若孫女他方嫁りて父之実方祖母母藏へ被忌父  
一戸あり

去向く通云

父之実母母祖母之事 太田御中より及へ被忌  
同右

父之実母母祖母之事 祖母之忌被清一戸あり

去向く通云 父之実母母祖母之事 祖母之忌被清一戸あり  
若孫女他方嫁りて父之実方祖母母藏へ被忌父  
一戸あり

父之実方祖母母祖母之事 天明二年十二月 成田家  
与右 上念 七市 松平 上念 同右

去向く通云 父之実母母祖母之事 祖母之忌被清一戸あり  
若孫女他方嫁りて父之実方祖母母藏へ被忌父  
一戸あり

去向く通云 父之実方祖母母祖母之事 祖母之忌被清一戸あり



家督相續し、出陣の美父方祖母、本年四月二日、昇  
仙、其の遺言、後志を記す。

他の美父方祖母、其の遺言、本年四月十日、昇  
仙、其の遺言、後志を記す。

出陣の遺言

何れの家系に母方祖母、其の遺言、本年四月十日、昇  
仙、其の遺言、後志を記す。

出陣の遺言、本年四月十日、昇仙、其の遺言、後志を記す。

美父祖母、其の遺言、本年四月十日、昇仙、其の遺言、後志を記す。

出陣の遺言、本年四月十日、昇仙、其の遺言、後志を記す。

美父祖母、其の遺言、本年四月十日、昇仙、其の遺言、後志を記す。

出陣の遺言、本年四月十日、昇仙、其の遺言、後志を記す。

此母之儀、おのれ子に傳言、母之儀、おのれ子に傳言、  
ト、小供申す方、忌服儀、御守母之、実方、此母  
忌服、忌服、此母也

書向、通、人、と、おのれ、傳言、時、申す方、後  
馬、父、事、手、實、此、あり、為、母、方、此、母  
忌服、忌服、此母也

高、此、あり、共、未、海、武、此、月、手、之、同、此、方、此、父、死、去  
、所、之、受、享、和、先、石、年、十、月、夏、法、新、八、市、與、本、龍、仁  
又、七、市、之、松、平、伊、盛、之、四、石

又、高、之、忌、此、子  
右、高、之、病、床、之、忌、此、子、新、法、此、高、後、高、之、病

此、此、在、信、右、此、あり、よ、の、忌、服、此、此、此、此、あり、  
上、此、あり、此、父、死、去、信、此、此、此、此、此、此、此、此、  
、此、此、父、之、忌、服、儀、一、申、此、之、此、此、此、

此、此、通、之、後、此、之、

母、方、當、祖、母、此、此、此、事、安、此、八、此、年、八、月、四、日、  
母、方、之、此、此、母、之、父、母、九、此、忌、日、此、之、母、方、此、此、此、此、  
、此、此、此、此、此、此、

此、此、通、之、此、此、方、之、父、方、之、此、此、  
此、此、此、此、父、母、此、此、此、此、此、此、此、此、  
、此、此、此、此、

此、此、家、此、此、事、實、此、此、二、此、年、七、月、此、此、此、此、此、此、

家本三氏柳ゆ、伊敷河内と、同

園部美徳、妻、実母家女、  
子、母方祖母、  
勝意、母方祖母、

吉田、通、母方祖母、

吉田方祖母、  
吉田方祖母、

吉田方祖母、  
吉田方祖母、

吉田、通、母方祖母、  
吉田方祖母、

吉田、通、母方祖母、

吉田、通、母方祖母、  
吉田方祖母、

吉田、通、母方祖母、

吉田、通、母方祖母、

吉田、通、母方祖母、

吉田、通、母方祖母、

吉田、通、母方祖母、

吉田、通、母方祖母、

吉田、通、母方祖母、  
吉田方祖母、



くひき血指の湯子毒に於て預通り申す右毒に  
大毒人毒候も承向高娘手重三市を分仕  
り出母と申すお果上り出母に忌服申す  
申向通大毒人毒に重三市を分七出母手  
忌服申す十二月に重三市と申す  
右より申す娘手重三市他に嫁り申す右娘手重三市  
候双方忌服申すに在り

申向通大毒人毒に重三市を分二十日服  
九十日に在り

右より申す娘手重三市他に嫁り申す右娘手重三市  
候双方忌服申すに在り

人子儀と双方忌服申すに在り

此伯父名  
主三市婦  
人子儀と申  
及くは左に  
叙文に在り

申向通大毒人毒に重三市を分二十日服  
申向通大毒人毒に重三市を分二十日服  
申向通大毒人毒に重三市を分二十日服  
申向通大毒人毒に重三市を分二十日服  
申向通大毒人毒に重三市を分二十日服  
申向通大毒人毒に重三市を分二十日服  
申向通大毒人毒に重三市を分二十日服  
申向通大毒人毒に重三市を分二十日服  
申向通大毒人毒に重三市を分二十日服  
申向通大毒人毒に重三市を分二十日服

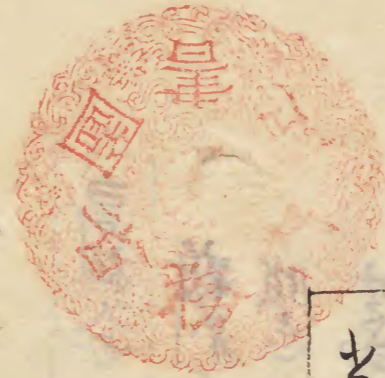
母人重三市毒に重三市文化七年三月十八日稲葉  
丹後守家本と申す重三市申川稲葉と申す











母方之祖父母當祖父母後忌之日七日數  
高日之祖父母及高日之孫及高日之孫

高日之祖父母當祖父母後忌之日七日數

父之實母方之祖父母當祖父母後忌之日七日數  
父之實母方之祖父母當祖父母後忌之日七日數  
父之實母方之祖父母當祖父母後忌之日七日數

父之實母方之祖父母當祖父母後忌之日七日數



